

確認事項

1 提出を要する方

以下に該当する方は、この届出書を提出する必要があります。

- 送付先変更（ご自身の住所以外の場所に納税通知書等の送付を希望する）
- 住所変更（市外に在住している方が、引越しをした）
- 氏名変更（市外に在住している方が、婚姻等により氏名を変更した）

2 提出不要の方

以下に該当する方は、この届出書の提出は不要です。

- 市内から市外に住民票の異動を伴う転出をする方（清瀬市で転出先住所を確認できるため）
- 海外に転出する方（納税管理人を設定していただきます）
- 成年後見人等を選任する方（納税管理人を設定していただきます）
- 納税義務者が亡くなられた場合（相続人の代表者指定届出書を提出していただきます）

3 問い合わせ先

- 市民税・都民税（課税課市民税係） 042-497-2040・2041
- 固定資産税・都市計画税（課税課固定資産税係） 042-497-2042
- 軽自動車税（課税課市民税係） 042-497-2040・2041